

会津若松市資源物回収スポットマップの事業者登録事務に関する実施要領

(令和6年11月19日決裁)

(目的)

第1条 この要領は、会津若松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和53年会津若松市条例第7号。以下「条例」という。）第3条に基づき、会津若松市地理情報システム等に、事業者が設置した資源物回収スポットを掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 県内に本店又は事務所を有する者をいう。
- (2) 資源物回収スポット 古紙、段ボール、缶、ビン及びペットボトル等のリサイクル可能な資源物を、排出者が処理費用を負担せずに持ち込むことができる事業者が設置した施設をいう。

(登録資格)

第3条 会津若松市資源物回収スポットマップ（以下「マップ」という。）に資源物回収スポット（以下「スポット」という。）を登録することができる事業者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) スポット及びその周辺環境を良好に保つことができる者であること。
- (2) 代表者及び役員等が会津若松市暴力団排除条例（平成24年会津若松市条例第4号）第2条に規定する暴力団員及び暴力団員等又は福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）、福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和6年福島県条例第76号）その他の関係法令を遵守している者であること。

(登録手続き)

第4条 マップにスポットを登録しようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した書類を、市長に届け出なければならない。

- (1) 事業者の住所、会社名、代表者名、担当者名、連絡先等
 - (2) スポットの住所、名称、収集品目、買取又はポイント付与等の有無及び内容、利用可能日時、利用者駐車場の有無等
- 2 市長は、前項の届出を受理したときは、内容を審査のうえ、掲載の可否を決定し、申込者へ通知するものとする。
- 3 掲載の決定を受けた者は、第1項に掲げる事項に変更があったときは、次に掲げる事項を速やかに届け出なければならない。
- (1) 変更する内容
 - (2) 変更する理由
- 4 市長は、前項の変更の届出を受理した場合には、第2項の規定を準用する。

(掲載期間)

第5条 掲載期間は、前条第2項又は第4項による決定の通知をした日の属する年度末までとし、マップにスポットを掲載している事業者から掲載を終了する旨の申し出がない場合、さらに1年間延長するものとする。

(収集量の調査及び登録内容の確認)

第6条 市長は、条例第4条に基づき、マップにスポットを掲載した事業者に対し、毎年5月に登録内容の確認及び資源物回収量の調査を行う。

(掲載決定の取消し)

第7条 市長は、申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条の規定による決定を取り消すものとする。

- (1) この要領の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の申込又は不正の手段によって決定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、決定を取り消すことが適当であると認められるとき。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、会津若松市資源物回収スポットマップの事業者登録事務に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、令和6年11月19日から施行する。